

## 奈良県青少年国際交流推進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、奈良県と友好提携を締結している韓国・忠清南道（以下、「忠清南道」という。）との交流、さらには、日本及び韓国の友好交流及び両国間の信頼の醸成を図るため、県内青少年を忠清南道に派遣して日韓の同世代間の交流を実施する県内市町村立高等学校、市町村及び国際交流団体（以下「県内団体」という。）に対し、その派遣交流に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内青少年 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校（1～3年次）もしくは専修学校高等課程に在籍する者、又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第17条に規定する義務教育課程を修了し、満18歳に達した日の属する年度の終わりまでの者で、かつ、奈良県に在住する者をいう。
- (2) 国際交流団体 相互理解や友好親善、国際社会への貢献を目的として、外国との文化交流、スポーツ交流、教育・人材交流、国際協力等を継続的に行う団体をいう。

### (補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体等は、次のとおりとする。

- (1) 県内に所在する市町村立の高等学校
  - (2) 県内市町村
  - (3) 国際交流団体
- 2 国際交流団体については、次に掲げる要件を満たさなければならない。
- (1) 専ら営利を目的としていないこと。
  - (2) 主たる目的として政治活動又は宗教活動を行う団体でないこと。
  - (3) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦・支持・反対することを目的としていないこと。
  - (4) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動を行っていないこと。
  - (5) 活動の本拠地又は事業所が奈良県内にあること。
  - (6) 目的、組織、代表者等団体の運営に必要な事項に関する定めがあること。

(補助対象事業)

第4条 補助の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 県内団体が主催し、県内青少年5名以上が参加する2週間以内の海外渡航であること。
- (2) 忠清南道を訪問し、忠清南道に在住又は通学する、参加者と同世代の青少年（以下、「現地青少年」という。）との交流を対面で実施するものであること。
- (3) 参加者である県内青少年と同程度の人数以上の現地青少年と交流するものであること。
- (4) 営利を目的としていないこと。
- (5) 宗教的又は政治的意図を有していないこと。
- (6) 公序良俗に反しないこと。
- (7) 母体を一にする団体間の交流を行うものでないこと。
- (8) 補助金の交付を受けようとする会計年度の3月末日までに完了する事業であること。
- (9) 当該事業に対し、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関等が行う補助金等の交付を受けていないこと。
- (10) その他知事が別に定めること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	引率者（県内団体の構成員に限る）にかかる ① 韓国への往復渡航に要する船賃（最下級の運賃に限る）又は航空運賃（エコノミークラスに限る） ② 韓国への往復渡航に要する空港税等、燃油サーチャージ、出国手続諸費用 ③ 韓国国内の移動費、宿泊費 ④ 海外旅行保険料
補助金の額	30千円に前条第1項第2号に規定する交流に参加する県内青少年の人数を乗じた額を上限に、補助対象経費の1/2の額を補助する。ただし、1団体あたりの補助金は500千円を上限とする。 なお、1団体あたりの補助額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額を補助額とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、当該補助対象事業に係る最初の出発予定日の30日前までに、奈良県青少年国際交流推進補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
  - (2) 行程表等（訪問先や宿泊場所、交流日時・場所等の行程がわかるもの（任意様式））
  - (3) 収支予算書（第3号様式）及び見積書等（補助金の使途がわかるもの（任意様式））
  - (4) （申請者が国際交流団体である場合に限る。）過去3年間の決算書及び当該年度の予算書（任意様式）（活動実績が3年に満たない申請者については、活動実績分の決算書及び予算書とする。）
  - (5) （申請者が国際交流団体である場合に限る。）団体の規約、定款等の写し、役員名簿
  - (6) その他知事が必要と認める書類
- 2 申請者は、第1項に規定する補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、申請者が補助金の交付の申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 前2項の規定により補助金交付申請書等を提出する場合において、第1項に規定する補助金交付申請書及び添付書類について、連絡担当者に関する事項以外は、原則として全て公開することについて申請者は同意したものとする。

#### （補助金の交付の決定）

第7条 知事は、前条に規定する補助金交付申請書等を受理した場合において、当該申請書に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し通知するものとする。

この場合において、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

- 2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

#### （申請の取下げ）

第8条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から20日以内に、奈良県青少年国際交流推進補助金交付申請取り下げ届出書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第9条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、奈良県青少年国際交流推進補助金変更承認申請書(第5号様式)に、次に掲げる書類を添えて、速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更(補助対象経費の20パーセント以下の増減(補助金の額の増額を伴わないものに限る。))については、この限りでない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 変更の内容がわかる書類
- (3) 収支予算書(第3号様式)及び見積書等(補助金の使途がわかるもの(任意様式))
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、奈良県青少年国際交流推進補助金中止(廃止)申請書(第6号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

3 前2項の規定により提出する奈良県青少年国際交流推進補助金変更承認申請書又は奈良県青少年国際交流推進補助金中止(廃止)申請書を提出する場合において、前2項に規定する奈良県青少年国際交流推進補助金変更承認申請書又は奈良県青少年国際交流推進補助金中止(廃止)申請書及び添付書類について、連絡担当者に関する事項以外は、原則として全て公開することについて申請者は同意したものとする。

(指示及び検査)

第10条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(事業実績の報告)

第12条 補助事業者は、事業完了日から30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、奈良県青少年国際交流推進補助金実績報告書(第7号様式)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(第8号様式)
- (2) 行程表等(訪問先や宿泊場所、交流日時、場所等の行程がわかるもの(任意様式))
- (3) 交流参加者名簿(交流に参加した日韓双方の青少年の氏名及び年齢がわかるもの(任意様式))

- (4) 収支報告書（第9号様式）
  - (5) 支出の根拠となる書類（領収書、契約書、支出命令書等の写しなど）
  - (6) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の実績報告を行うにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 前2項の規定により奈良県青少年国際交流推進補助金実績報告書等を提出する場合には、前2項に規定する奈良県青少年国際交流推進補助金実績報告書及び添付書類について、連絡担当者に関する事項以外は、原則として全て公開することについて補助事業者は同意したものとする。

#### （補助金の額の確定）

第13条 知事は、前条に規定する奈良県青少年国際交流推進補助金実績報告書等を受理した場合において、当該書類を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

#### （補助金の請求）

第14条 前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた者は、速やかに奈良県青少年国際交流推進補助金交付請求書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

#### （交付決定の取消し等）

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第7条第1項後段の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
  - (2) 第9条の規定に違反したとき。
  - (3) 第10条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
  - (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合にあつては、補助事業者は、知事の命じるところにより、当該取消しに係る部分に関し既に交付を受けた補助金を速やかに返還しなければならない。

#### （消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む）には、奈良県青少年国際交流推進補助金消費税等仕入控除税額報告書（第11

号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合は、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第17条 補助事業者は、この補助金の収支に関する帳簿を備え関係書類を整理し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、これを保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和8年3月31日から施行する。